

③在宅障害児(者)がいる世帯の方(次の該当する手帳等の写し。)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金等の受給していることがわかる書類。

④同一世帯の就学前児童が次の施設を利用している方(そのことがわかる書類の写し。)

(例:利用料の領収書、入園許可証、利用料助成認定書など)

保育所(日高町立認可保育所を除く)、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または放課後等デイサービスを利用している。

8 その他

(1)現況届提出により、保育時間や保育料が変更となる場合があります。

(2)平成29年度保育所入所申込書提出に伴う利用施設の調整について

①期間内提出者を優先としつつ、希望する保育所が定員を超える場合は、家庭の事情を考慮し、利用施設を調整させていただきます。

②提出期限後も随時保育所入所申込を受け付けますが、希望の保育所に入所できない場合があります。

③支給認定の審査の結果、2号又は3号認定を受けられない方は、保育所に入所できません。

(3)記入、押印、書類の添付漏れがないか確認の上で提出してください。書類が整わなければ入所申込を受付することはできません。(入所することができません。)

(4)支給認定申請書を提出された方には、平成29年3月中旬に支給認定証を送付します。

【お問い合わせ先】

日高町役場 子育て福祉課 電話 01456-2-6183

日高町役場 日高総合支所 地域住民課 電話 01457-6-3173

平成28年度日高町巡回児童相談について

(1) 日 程 ・平成29年2月7日(火) 午前10時30分~午後5時
・平成29年2月8日(水) 午前10時30分~午後5時

(2) 場 所 申し込み状況によって、次のいずれかの会場で実施します。
・門別地区~門別公民館
・富川地区~富川公会堂
・日高地区~日高町民センター

(3) 相談担当者 室蘭児童相談所 児童福祉司 判定員

(4) 相談内容 ・療育手帳の再判定
・しつけ相談
・言葉の障がい、身体障がい等
・学校に行きたがらない
・その他、子どものことで困っていること

(5) 申込先 日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ TEL 01456-2-6183
日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ TEL 01457-6-3173

相談を希望される方は、12月14日(水)までに電話にてお申し込みください。相談は無料です。

なお、相談をお受けする方は、児童相談所がお子さんの状況を判断し決定しますので、必要性の高い方を優先させていただくことがあります。また、ご希望の日程から調整させていただく場合もありますのであらかじめご了承ください。

※療育手帳をお持ちの方で再判定の時期が近い方は、相談を受けることをお勧めします。

平成27年国勢調査の人口等基本集計結果

平成27年10月1日現在で実施した「平成27年国勢調査」の人口等基本集計結果が平成28年10月26日、総務省統計局から公表されました。調査へのご協力、誠にありがとうございました。

国勢調査は、わが国に居住するすべての人を対象として5年ごとに行われ、人口や世帯などの実態を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、未来のまちづくり、国づくりのための大切な基礎資料として利用されます。

人口等基本集計表より人口及び世帯数

		人口			世帯数		
		平成17年	平成22年	平成27年	平成17年	平成22年	平成27年
日高町	総数	14,730	13,615	12,378	6,332	6,064	5,781
	男	7,402	6,785	6,174			
	女	7,328	6,830	6,204			
(日高地区)	総数	2,095	1,798	1,503	954	872	763
	男	1,049	908	776			
	女	1,046	890	727			
(門別地区)	総数	12,635	11,817	10,875	5,378	5,192	5,018
	男	6,353	5,877	5,398			
	女	6,282	5,940	5,477			

詳しい結果は総務省統計局のホームページに掲載されていますので、ご覧ください。

就業状態等基本集計などの集計結果も順次ホームページで公表される予定です。

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka.htm>

次回の国勢調査は、平成32年10月1日現在で実施される予定です。

【お問い合わせ先】

日高町 企画財政課 まちづくり・広報統計グループ TEL 01456-2-6181

《 無料 特設人権・困りごと相談所開設 》

- 日 時** ①12月5日(月)10:00~15:00
②12月6日(火)10:00~15:00
- 会 場** ①日高地区 日高総合支所(2F 中会議室)
②門別地区 門別公民館(1F ミーティング室)
- 担当者** ①日高地区人権擁護委員
②門別地区人権擁護委員及び札幌法務局日高支局職員
- 相談内容** ☆いじめ・虐待などの人権問題
☆離婚・相続に関すること
☆セクハラ・パワハラに関すること
☆その他

どんなことでもお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。
予約は不要です。

お問い合わせ先 日高人権擁護委員協議会 札幌法務局日高支局
電話 0146-42-0415